

平成29年3月22日

袋井市総合体育館整備及び運営事業に関する支援決定について

株式会社民間資金等活用事業推進機構（以下「機構」という。）は、袋井市総合体育館整備及び運営事業（以下「本事業」という。）に関して特定選定事業等支援を実施するため、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第54条第1項により、対象となる事業者及び当該特定選定事業等支援の内容について、以下の通り決定しました。

1. 本事業の概要について

現在の袋井市民体育館は、昭和48年5月に建設され、すでに40年以上が経過し施設の老朽化が進むとともに、一定の安全性はあるものの耐震性能としては十分ではなく、大規模災害時の避難所として利用できない状況にあります。また、施設規模が小さいことや、近年の市民のスポーツへの関心度の高まりから、多様な市民ニーズに応えることができず、付帯設備も古くユニバーサルデザインに対応できていないなどの課題があります。こうした現状を踏まえ、平成27年5月に策定した「袋井市総合体育館基本計画」に基づき、市内スポーツの拠点施設として、競技スポーツの向上と市民スポーツを通じた交流の活性化を図るとともに、大規模災害発生時には、市の防災拠点施設や指定避難所（収容人数：約1,500人）として使用することを目的に、総合体育館を整備するものです。

2. 対象事業者について

対象事業者名：袋井アリーナPFI株式会社

※ 対象事業者は、本事業実施のために大和リース株式会社（代表企業、本社所在地：大阪府大阪市）、シンコースポーツ株式会社（本社所在地：東京都中央区）、丸明建設株式会社（本社所在地：静岡県袋井市）、静岡ビル保善株式会社（本社所在地：静岡県静岡市）、および東急建設株式会社（本社所在地：東京都渋谷区）の出資により設立された特別目的会社です。

3. 特定選定事業等支援の内容について

機構は、対象事業者に対して融資による特定選定事業等支援を実施する予定です。